〇特定計画はこれまでにニホンジカなど計7種について、47都道府県で計146計画が策定。

- 〇二ホンジカ、イノシシ第二種特定鳥獣管理計画(以下「第二種特定計画」という。)については、44都道府県で策定。
- ○シカ、イノシシの第二種特定計画において、目標設定がされていない又は設定されていても達成できていない都道府県が存在。 (例えば、捕獲に関する数値目標を設定しているのは、令和元年度でニホンジカ36計画、イノシシ22計画となっている。)
- 〇二ホンジカ、イノシシの被害は各地で生じており、管理(生息数の減少又は生息域の範囲の縮小)の強化が求められている。
- 〇第二種特定計画の目標達成のためには、適切な評価、見直しを行い、確実な執行管理を行う必要があるが、数値等で具体的に 評価可能な目標が設定されていない場合がある。
- 〇イノシシの生息密度など種によってはモニタリング手法が十分確立されていない場合がある。
- 〇二ホンザル、カワウ等についても管理強化の観点から指定管理鳥獣に指定すべきとの意見がある。

#### 【基本指針】

- ◆第二種特定鳥獣管理計画
- 〇第二種特定鳥獣管理計画について、各都道府県の状況に応じた適切な目標設定や年度別実施計画の作成・見直し等の目標達成に向けて 必要な取組について明記する
- ○特定計画の実施体制に関して、個体群管理、生息環境管理、被害防止対策を担う人材の確保・育成のための取組、森林管理等の関連部局による施策との連携について記載する。 また、科学的な検討に際しては社会科学的側面からも検討できる体制の整備に努めることを記載する。(I. 第三. 2、Ⅲ. 第六)。
- ◆第二種特定鳥獣管理計画
- ○各都道府県の状況に応じた適切な目標の設定や評価の手法、管理手法についてガイドラインの改訂を通じて都道府県への技術的支援を 行う(ガイドライン等)。
- 〇二ホンジカ、イノシシ、サル、カワウ等について全国レベルでの生息状況の把握を行い、管理の進捗状況等の評価を行うとともに、都道府県が第二種特定計画策定の際に参考となる情報を整備する(ガイドライン等)。
- 〇特に捕獲強化が必要なニホンジカについては、全国の生息密度の把握を行い、都道府県において優先的に対策を行う地域の選定や捕獲の効果を検証する際に活用可能な情報を整備する(ガイドライン、情報収集)。
- ○イノシシの生息密度の推定については、現在進行中の研究等の最新の知見を収集し、都道府県へ提供する(ガイドライン等)。
- ◆指定管理鳥獣
- ○ニホンザル、カワウについては、それぞれの種の特性に応じた計画的な対策が必要であり、単に捕獲を強化するだけでは、群れの分裂による被害の拡大をまねく恐れがあるといった意見もあることから、引き続き、指定管理鳥獣としての指定に関する検討を進めるとともに、技術的支援による管理の強化を推進する。

# 1-2. 鳥獣の管理の強化(指定管理鳥獣捕獲等事業)

瑪 状

課題

 $\mathcal{O}$ 

考え方

- 〇指定管理鳥獣捕獲等事業(以下「指定事業」という。)の実施都道府県数及び事業費は増加傾向。
- 〇指定事業による捕獲実績は年々増加しているが、捕獲目標の達成に至っていない都道府県もある。
- ○協議会を設置し、捕獲が進みにくい県境部における広域的な捕獲も開始されつつある。
- 〇指定事業による捕獲頭数が、第二種特定計画の目標捕獲頭数と整合が取れておらず、第二種特定計画の目標達成に寄与して いるか不明の場合がある。
- 〇広域協議会等による県境部など生息密度が高い地域における広域的な捕獲を一層進める必要がある。

### 【基本指針】

○県境や都府県をまたいだ広域的な捕獲を推進するため、関係する都府県等が連携した協議会等を組織することなどを支援することを明記する。(IV. 第二)。

- 〇第二種特定計画の目標達成に資するような指定事業実施計画の作成や適切な評価、見直しを行うよう都道府県を指導する(運用、要領・要綱)。
- 〇より効率的に捕獲等を進めるため、ICT技術を始めとした参考事例の紹介や生息状況の調査結果の提供等により、都道府県を 指導する(技術的支援)。
- 〇県境や県をまたいだ広域的な捕獲を引き続き推進。具体的には、関係する都府県等で構成する協議会の設立や捕獲等を取組 について、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金も活用し支援を強化する (体制整備、事業)。

# 1-3. 鳥獣の管理の強化(認定鳥獣捕獲等事業者)

瑪 状

- 〇認定鳥獣捕獲等事業者(以下「認定事業者」という。)は、42都道府県で153事業者が認定を受けているが、地域によって偏りがある。
- 〇指定事業のうち、認定事業者が受託した事業件数の割合はこれまで約8割程度であり、残り2割程度は認定を受けていないが、 同等の知見、技能を有する団体等が受託。

課題

- ○鳥獣管理の担い手は依然として不足しており、引き続き、認定事業者の育成に向けた取組が必要である。
- ○認定事業者の質の評価と継続的な向上を図っていく必要がある。
- ○認定した都道府県以外の都道府県が認定事業者の実績や能力に関する情報を把握することができていない。

### 【基本指針】

〇個体群管理・生息環境管理・被害防除対策等の多岐にわたる鳥獣保護管理の担い手として、認定事業者の活躍を促進するための方針を基本指針等で整理する(基本指針、技術的支援)。

- 〇各都道府県において必要な認定事業者が確保できるよう、交付金を活用した認定事業者の育成の取組を引き続き、支援する (事業)。
- 〇認定事業者の質の向上を図るため、認定事業者の研修用テキストに最新の知見を盛り込む(技術的支援)。
- ○事業者の実績等が把握できるよう、都道府県間での情報共有の仕組みを構築する(技術的支援)。

対応の考え方(案

- ○環境省レッドリストにおいて絶滅危惧 I A・I B、II 類に該当する鳥獣、これらに該当していないが保護又は管理の手法が確立しておらず、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣を指定。
- 〇135種が希少鳥獣として指定。
- 〇局所的に被害が生じており、被害防止目的で捕獲されている種も希少鳥獣に指定される可能性を踏まえ、地域の希少鳥獣による被害状況及び保護管理の実態に応じた希少鳥獣の保護管理を推進することが必要。

- 〇希少鳥獣のうち、局地的に生息数が著しく増加又は生息地の範囲が拡大して、農林水産業や生態系等に深刻な被害を及ぼしている鳥獣であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の安定的な維持を図りつつ、計画的な管理を図る必要がある種(例:ゼニガタアザラシ)又は地域個体群について特定希少鳥獣管理計画に基づく取組等を進める(事業)。
- 〇希少鳥獣のうち、局地的に生息数が著しく増加しているものではないが、従前から被害対策としての捕獲が行われている種であって、他地域での餌資源の不足など、他に減少原因があると考えられる種については、当該種の生息状況及び被害状況等に応じて、都道府県が従前から実施している管理による対応もできるようにする(通知)。

# 2-2. 鳥獣の保護の推進(鳥類の鉛中毒及び鉛汚染の防止)

現狀

- ○猛禽類の鉛中毒に関し、北海道では平成9年以降オオワシやオジロワシなどの鉛中毒を確認。
- 〇平成12年度よりエゾシカ猟への鉛製ライフル弾の使用の禁止等を実施。現在は、エゾシカ猟以外でも鉛ライフル弾、7ミリ以上の鉛散 弾の使用禁止。
- 〇鉛製銃弾による影響が懸念され、かつ水鳥又は猛禽類の保護の観点から効果が見込まれる場合、指定猟法禁止区域を指定 (鉛製銃弾又は鉛製散弾使用禁止区域:148区域、約11.3万ha 鉛製ライフル弾又はライフル銃使用禁止区域:2区域、約5.8万ha)。
- 〇平成14年の鳥獣法改正により、捕獲個体(残滓を含む)の放置を禁止。
- 〇本州以南では、平成21年度に1羽、平成30年度2羽の鉛中毒を確認。

課題

〇本州以南における猛禽類及び水鳥の鉛中毒及び鉛汚染に関する科学的知見のさらなる蓄積が必要。

### 【基本指針】

〇本州以南における鳥類の鉛汚染等の影響に関する実態調査等をさらに進めるため、全国的なモニタリング体制の構築を進めるとともに、捕獲個体の放置禁止の徹底を図ることを記載する(I.第三.5)。

- 〇本州以南における鳥類の鉛汚染等の影響に関する実態把握のため、都府県の協力も得て全国的なモニタリングを実施するとともに、 鉛中毒による鳥類のリスク等の評価を検討(情報収集、検討)。
- 〇水鳥の鉛中毒に関する原因解明のため、海外における鳥類の鉛汚染等の防止の取組状況について情報収集を進める(情報収集)。
- 〇鉛汚染の原因分析・汚染状況等を踏まえ、指定猟法禁止区域の追加指定に関する考え方の整理を進める(検討)。
- 〇非鉛製銃弾への切り替えにあたって経済的な課題等の整理を進める(情報収集、検討)。

対応の考え方(室

# 2-3. 鳥獣の保護の推進(錯誤捕獲の防止)

瑪 狀 〇二ホンジカ及びイノシシの許可捕獲による捕獲頭数が増加しており、錯誤捕獲も発生している。

〇錯誤捕獲を防止するため、法令でくくりわなの直径規制等を行っているほか、特定計画に基づく取組や指定管理鳥獣捕獲等事業における錯誤捕獲防止の取組が行われている。

課題

- 〇二ホンジカ及びイノシシの捕獲頭数の増加に伴い、錯誤捕獲の増加が懸念されおり、錯誤捕獲の防止に向けた対策の推進が 必要。
- ○錯誤捕獲の情報収集を行っている場合であっても、必ずしも錯誤捕獲の情報として十分に活用できていない。
- ○クマ類・カモシカなどが錯誤捕獲された場合に安全な放獣ができず、事故が発生。

### 【基本指針】

- 〇国及び都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業に限らず鳥獣の錯誤捕獲の実態把握に努め、錯誤捕獲防止の取組に活用する ことを記載する。
- ○クマ類やカモシカ等の生息地において、わなによるシカ等の捕獲を行う場合には、錯誤捕獲した場合の放獣体制を事前に構築するなどの取組を進めることを記載する(I. 第三. 5)。
- 〇錯誤捕獲の発生状況を把握するための情報収集の仕組みを構築するとともに、選択的に対象種を捕獲するための手法について検討を行うとともに、ICT技術の活用を促進する(情報収集、事業)。
- 〇錯誤捕獲の防止のためのくくりわなの直径規制については、平成19年の規制開始時とわなの使用状況等が変化していることを 踏まえ、錯誤捕獲の防止への効果について検証し、見直しの必要性について検討を行う。(情報収集、通知)
- ○クマ類やカモシカ等の生息地において、わなによるシカ等の捕獲を行う場合には、錯誤捕獲した場合の放獣体制を事前に構築 するなどの取組を進めるため、保護管理レポート等による各地域における取組事例の情報提供を進める(技術的支援)。

対応の考え方(案)

### 3. 鳥獣保護管理の人材育成

現出

. . .

 $\bigcirc$ 

- ○狩猟免許取得者数は下げ止まっており、約20万人で推移。また、狩猟者登録していない者が約6万人存在。
- 〇若い免許所持者は増加傾向にあるが、捕獲活動は引き続き高齢の熟練狩猟者によって支えられている(免許所持者の63%が60歳以上)。
- ○銃猟免許所持者が40年前に比べて5分の1の約10万人に減少。
- 〇鳥獣保護管理に関する専門的な知見を有する職員の1都道府県当たりの専門職員数は平均約3人程度で推移。
- ○実際の捕獲事業に従事できる技術を持った者の確保が必要。
- ○担い手の社会的重要性の増大に伴い、負担が増大していることから負担軽減のための取組が求められている。
- ○都道府県・市町村における鳥獣保護管理の専門的な知見を有する人材の確保・育成が必要。

### 【基本指針】

- ○狩猟者等の鳥獣の捕獲の担い手に求められる社会的な役割を明確化(I. 第三. 4. I. 第五. 1. Ⅲ. 第八. 3)。
- 〇大学等と連携した人材育成の推進について記載(I. 第五. 1, 2)。
- ○狩猟者の負担軽減のための取組、免許事務の効率化・柔軟化を推進する(税制、法令、通知)。
- 〇狩猟免許取得促進のための取組を継続することに加え、十分な捕獲技術を持った次世代の狩猟者育成のためのプログラムや体制(例:狩猟インストラクター制度の検討・運用など)の構築、個体群管理や生息環境管理、被害防除対策といった鳥獣管理を担うことができる人材・団体の育成・支援を進める(事業、体制整備)。
- ○狩猟免許有効期間の延長については、事故リスクが増加する可能性があることから、有効期間は現行のとおりとしているが、捕獲の担い手の負担軽減のため、更新者講習のデジタル化を進めることなどにより、柔軟な運用を推進するなどの取組を進める。 狩猟免状等の一本化については、措置に向けた検討を進めるとともに、狩猟税の減免措置について、捕獲の担い手の確保への効果を確認しながら、引き続き延長措置等を検討する(法令、税制、通知、運用)。
- 〇大学等と連携した人材育成プログラムの検討支援及びプログラム履修者の活用策の検討(運用)。
- ○鳥獣プロデータバンクに登録された人材の活用を推進(事業)。

対応

の考え方

(案)

〇野生鳥獣に由来する感染症対策としては、高病原性鳥インフルエンザ及びCSF(豚熱)といった特定の感染症への対応を中心として進めてきている。

○国内における野生鳥獣に関する感染症についての情報が不十分である。

- 〇高病原性鳥インフルエンザ及びCSF以外の感染症を含めた対応についても検討することが期待されている。
- ○国内における野生鳥獣に関する感染症についての情報を広く収集し、鳥獣の保護管理に反映していく必要がある。

### 【基本指針】

- 〇特定の感染症(高病原性鳥インフルエンザ及びCSF)以外の感染症も含めた対応の指針を示す。
- ○感染症に対し、鳥獣の保護の観点、管理の観点の両面からの対応について指針を示す。
- ○関係機関等の連携体制についても、必要に応じて記載する。
- (I. 第六.6, Ⅲ. 第九. 六)
- 〇国内外における感染症対策状況の情報を収集し、国内における野生鳥獣由来の感染症として野生鳥獣の保護管理においても対策を検討すべき鳥獣及び地域のスクリーニングを行うことにより、感染症対策としての野生鳥獣の管理手法を提示する(事業等)。
- 〇野生鳥獣由来の感染症の把握・発生時の対応について、関係機関との連携を一層図っていく(運用等)。
- 〇鳥インフルエンザの対策マニュアルの改定やCSF・ASFに関する防疫措置の手引きの充実・普及啓発を引き続き実施(マニュアル、 普及啓発等)。

### 5-1. 外来鳥獣対策の推進

瑪 状

- 〇48種が狩猟鳥獣として指定。このうち鳥類2種(コウライキジ、コジュケイ)、獣類7種(シマリス(本州分布)、クリハラリス、チョウセンイタチ(本州分布)、ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、ミンク)の計9種が外来鳥獣。
- 〇捕獲許可に当たっては、捕獲を行う場所、鳥獣種、捕獲数などのほかに捕獲後の措置を示すこととなっているが、外来鳥獣の 捕獲後の措置に関して、放獣を禁止する規定は設けられていない。

誤影

- 〇外来鳥獣を狩猟鳥獣として指定した場合、自由な狩猟により鳥獣が分散するなど、計画的な鳥獣の管理を阻害する懸念がある との指摘がある。
- 〇外来鳥獣の捕獲後の放獣により被害が拡大する懸念があり、都道府県から「放獣を禁止することを基本指針で位置づけてほしい」との要望がある。

### 【基本指針】

- 〇外来鳥獣を狩猟鳥獣として指定する際の留意事項を整理する(I. 第四. 1)。
- ○許可捕獲において捕獲した外来鳥獣は放獣しない旨を明文化する(Ⅲ. 第四. 3)。

対応の考え方(案)

# 5-2. 市街地出没等における円滑な対応の推進

- ○近年、市街地など住居集合地域等に野生鳥獣が出没する事案が増加。人の生活圏と野生鳥獣の生息域の境界が不明瞭にな ってきていること等が原因。
- ○クマ類やイノシシ等の大型獣類が市街地に出没した際に、対応できる人材が少ない。
- 〇大型獣類の場合、麻酔による二次被害の可能性があることから、住居集合地域における麻酔銃猟については、原則として、二木 ンザルを想定。

 $\mathcal{O}$ 

考え方

- ○クマ類やイノシシ等の大型獣類が市街地に出没した場合、迅速性や高い技術力が求められ、対応者の配置や連絡体制をあら かじめ計画的に準備しておく必要性が増してきている。
- ○市街地に接する里地里山等の環境管理を担う人材育成、人口縮小社会に即した管理方法を構築する必要がある。
- 〇二ホンザル以外の鳥獣を市街地において麻酔銃猟で捕獲するための具体的な基準がなく、適否の判断ができない。

### 【基本指針】

〇市街地出没や出没を抑制するためのすみ分けに向けた管理を行うことができる人材の育成・確保を明記(Ⅰ,第二,2,Ⅰ,第五 . 1. Ⅲ. 第七. 3. Ⅲ. 第八. 3)。

- ○市街地出没時の円滑な対応を可能とするための体制整備が進むよう、関係省庁との調整を進める。
- ○市街地出没時の麻酔銃猟のサル以外への適用について検討する(通知、技術的支援)。
- ○人口縮小社会においても実施可能な、野生鳥獣を出没させないための省力的な技術や管理を担える人材・団体の確保と育成を 推進するための仕組みを検討(事業)。
- 〇環境研究総合推進費等を活用した市街地における捕獲・忌避技術開発の検討(技術開発)。

# 5-3. 鳥獣保護管理のデジタル化

瑪 状

- 〇情報システムを取り巻く環境は著しく変化しており、行政においてもオンライン利用が促進されているものの、捕獲情報の収集は 紙媒体が多く、事務担当者の負担となっている。
- ○収集する捕獲情報の内容が、特定計画の作成・評価の際に有効な情報となっていない場合がある。
- 〇地域では、鳥獣管理の省力化、効率化を目的として、ICTを活用したわなの活用やモニタリング等の取組が進められている。

課題

- ○特定計画の作成・評価の際に有効な捕獲情報を効率的・効果的に収集する仕組みが必要である。
- ○捕獲報告・目撃情報をICTを活用して収集する仕組みを構築し、捕獲情報のさらなる活用を進めるため、鳥獣の保護管理に活用しやすい統計資料としてまとめる必要がある。
- OICTを活用した鳥獣保護管理の取組の全国的な普及及び市街地出没への対応等新たな技術開発が求められている。

### 【基本指針】

○科学的な鳥獣保護管理を推進するために必要な情報の項目を整理し、狩猟及び許可捕獲における捕獲情報の報告の仕組みの見直しを図ることを記載する(I.第三.1, Ⅲ.第七.2)。

- 〇科学的な鳥獣保護管理を推進するために必要な情報の項目を整理し、狩猟及び許可捕獲における捕獲情報の報告の仕組み の見直しを図る(法令)。
- ○捕獲情報収集システム(以下「システム」という。)における、データ入力の簡易化を進め、捕獲者等が民間のアプリ等を活用して 報告したデータを取り込む機能、野生鳥獣の目撃情報や野生鳥獣による人身被害情報を収集する機能の追加を検討する (事業)。
- 〇捕獲情報について、関係省庁や都道府県等と共有化する仕組みを検討する。鳥獣関係統計を始め、鳥獣保護管理に関するデータを一般市民にも理解しやすいよう、グラフやマップ等に図化して公開するなどの見える化を進める(事業、普及啓発)。
- 〇今後も新たにICTを活用しようとする取組や新たな技術の導入に対しては指定管理鳥獣捕獲等事業交付金での支援を継続するとともに、各地域での有用な取組の情報を収集し、都道府県等に紹介する。(事業、普及啓発)。

対応の考え方(案